

お客様各位

フラットエナジー株式会社

【重要】電気料金および約款改定に関するお知らせ

平素はフラットエナジーの電気サービス「トクテンでんき」をご利用いただき、誠にありがとうございます。このたび、2026 年 11 月 1 日をもって電気供給約款を改定し、電気料金の一部改定を実施させていただくこととなりましたのでご案内申し上げます。

弊社では、引き続きお客さまに安心・安全で高品質なサービスを安定的に提供できるよう努めてまいります。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 主な改定内容

(1) カーボンフリー促進費（CF 促進費）の新設

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下「高度化法」といいます。）に基づき、電気事業者には非化石電源比率の向上目標が課せられております。これまで弊社が全額自社負担してまいりました非化石証書の調達コストについて、2026 年 11 月 1 日施行の約款改定により、お客さまにご負担いただく形に変更いたします。

【改定内容の概要】

1. トクテンでんき

- ・燃料費等調整額の費用項目に、以下のカーボンフリー促進費を追加します。

カーボンフリー促進費は、以下の算式により算定される金額とします。なお、カーボンフリー促進費およびカーボンフリー促進費単価の金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものとします。

カーボンフリー促進費

=カーボンフリー促進費単価（下記により算出される単価）×使用電力量（kWh）

カーボンフリー促進費単価

=（非 F I T 非化石証書の指定金額※1 + 非化石市場の売買手数料※2）× 中間目標比率※3 ÷
（1 - 損失率※4）×（1 + 消費税率）

2. 備考

※1：「非 F I T 非化石証書の指定金額」とは、一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）が定める非化石価値取引規程第 11 条に基づき設けられる価格制限のうち「非 F I T 再エネ指定非化石証書」または「非 F I T 再エネ指定なし非化石証書」の最高価格のいずれか高い方の価格をいいます。この最高価格が変更された場合には、変更された日が属する月の翌月 1 日以降に開始する最初の算定期間より、変更後の最高価格とします。

※2：「非化石市場の売買手数料」とは、JEPX が定める非化石価値取引規程第 20 条に規定される売買手数料をいいます。この売買手数料が変更された場合には、変更された日が属する月の翌月 1 日以降に開始する最初の算定期間より、変更後の売買手数料とします。

※3：「中間目標比率」とは、高度化法により当社が課される非化石電源比率をいい、原則として、毎年 6 月に、その年の 4 月から翌年 3 月までの期間において適用される目標比率が通知されます。中間目標比率が通知された場合には、通知された日が属する月の翌月 1 日以降に開始する最初の料金の算定期間より、変更後の比率とします。

※4：「損失率」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める損失率を指します。

カーボンフリー促進費単価の改定

当社は、毎月 1 日時点において、カーボンフリー促進費単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することが出来るものとしたします。なお、N 月 1 日時点の改定の場合、その年の N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後のカーボンフリー促進費単価により算定するカーボンフリー促進費の適用を開始するものとしたします。

※導入当初のカーボンフリー促進費の単価は、0.23 円/kWh（損失率および消費税の考慮後）となる見込みです。

(2) 送配電サービス変動相当額の新設

電気のお届けにあたっては、弊社は各地域の一般送配電事業者が保有する送配電ネットワークを利用しており、その利用にかかる費用として託送料金をお支払いしております。この託送料金は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき見直されるものであり、弊社の判断によらず変動いたします。2026 年 11 月 1 日施行の約款改定により、託送料金の変更分を電気料金に反映し、お客さまに請求または還元する形に変更いたします。

【改定内容の概要】

1. トクテンでんき

- ・燃料費等調整額の費用項目に、以下の送配電サービス変動相当額を追加します。

送配電サービス変動相当額は、各供給区域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく託送料金（電灯標準接続送電サービスおよび動力標準接続送電サービスに係るものをいいます。）が変更される場合において、各算定期間の託送料金と基準時点（2026 年 10 月 31 日終了時をいいます。）の託送料金の差分に相当する額を、お客さまに請求または還元するものです。お客さまの契約種別によらず、供給区域ごとに一律の単価として適用いたします。送配電サービス変動相当額は、以下の算式により算定される金額とします。なお、送配電サービス変動相当額単価は、供給区域ごとに算定し、小数点以下第 3 位を四捨五入して第 2 位までを有効といたします。

送配電サービス変動相当額

＝送配電サービス変動相当額単価（下記により算出される単価）×使用電力量（kWh）

送配電サービス変動相当額単価

＝基本料金変動相当額※1＋従量料金変動相当額※2

2. 備考

※1：「基本料金変動相当額」とは、電灯および動力それぞれの託送料金の基本料金(※3)の差額(※4)を、みなし供給条件(※6)を用いて 1kWh あたりの単価に換算したうえ、動力比率(※5)により加重平均して算出される金額（消費税等相当額を含みます。）をいい、次により算定いたします。

基本料金変動相当額（円/kWh）＝電灯基本料金換算額①×（1－動力比率※5）＋動力基本料金換算額②×動力比率※5

① 電灯基本料金換算額（円/kWh）は、北海道、東北、東京、中部、北陸および九州の各供給区域については【基本料金の差額※4（円/kW）×電灯のみなし契約電力÷電灯のみなし使用電力量】、関西、中国および四国の各供給区域については【最初の6キロワットまでの定額の差額※4（円/供給契約）÷電灯のみなし使用電力量】といたします。

② 動力基本料金換算額（円/kWh）は、【基本料金の差額※4（円/kW）×動力のみなし契約電力÷動力のみなし使用電力量】といたします。

※2：「従量料金変動相当額」とは、【電灯標準接続送電サービスの電力量料金の差額※4×（1－動力比率※5）＋動力標準接続送電サービスの電力量料金の差額※4×動力比率※5】により算出される金額（消費税等相当額を含みます。）をいいます。

※3：本項における基本料金とは、接続送電サービス契約電力が過去の一定期間の最大需要電力等により定められる場合（実量契約）に適用される基本料金をいいます。ただし、関西、中国および四国の各供給区域における電灯標準接続送電サービスについては、最初の6キロワットまでの定額をいいます。

※4：「差額」とは、各算定期間に適用される各託送料金から基準時点に適用される各託送料金を差し引いたものをいいます。基準時点における各託送料金の単価は、トクテンでんき約款別表4－3（送配電サービス変動相当額）に定めております。

※5：「動力比率」とは、資源エネルギー庁が公表する電力需要実績に係る情報に基づき算出された、当社の低圧合計の需要実績に占める電力（動力）の需要実績の割合をいいます。この比率は、毎年8月1日時点において公表されている前年度（4月1日から翌年3月31日までをいいます。以下同じ。）の需要実績に基づき、当該期間の低圧合計の需要実績の合計に占める電力（動力）の需要実績の合計の割合として算定するものとし、同年9月1日以降に開始する最初の算定期間より適用いたします。なお、当該時点において前年度の需要実績の一部が公表されていない場合は、その時点で公表されている直近12か月分の需要実績により算定いたします。動力比率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第3位を四捨五入いたします。

※6：「みなし供給条件」とは、電灯および動力のみなし契約電力ならびにみなし使用電力量をいい、当社が別途定める「送配電サービス変動相当額 みなし供給条件・動力比率表」に定めるところによります。いずれも1供給契約あたりの1月の値といたします。当社は、毎年8月1日時点において、前年度の当社の低圧供給に係る実績に基づきみなし供給条件を算定するものとし、同年9月1日以降に開始する最初の算定期間より適用いたします。この場合、当社は算定後のみなし供給条件を、あらかじめ当社ウェブサイトへの掲載その他相当な方法により周知いたします。

送配電サービス変動相当額単価の改定

当社は、毎月1日時点で託送料金に係る状況を見直し、必要と判断した場合は送配電サービス変動相当額単価を改定することができます。改定を行う場合は、改定内容について当社が適当と判断した方法により周知いたします。改定後の単価は、同月の検針日から翌月の検針日の前日までの期間より適用されます。

※基準時点（2026年10月31日終了時）からの託送料金の変更がない場合、送配電サービス変動相当額は0円となります。

2. 改定適用開始時期

（1）は2026年12月請求分より適用いたします。

（2）は2026年12月分（検針日が1日の場合は2026年12月の検針日から開始する算定期間、検針日が1日以外の場合は2026年11月の検針日から開始する算定期間）の燃料費等調整額より適用いたします。

3. 約款の改定

本料金改定に伴い、「トクテンでんき約款」および該当するプラン別説明書を改定いたします。改定後の約款の全文につきましては、弊社ウェブサイトの「約款情報」ページよりご確認ください。

4. 本件に関するお問い合わせ先

ご不明な点やご質問がございましたら、以下のカスタマーセンターまでお問い合わせください。

トクテンでんき お客様窓口

電話番号：03 -6233-8362（受付時間：10:00～19:00、夏季休業/年末年始休業を除く）

お問い合わせフォーム：<https://tokuten.life/contact/>

（年中無休、24 時間受付）